広島大学学術情報リポジトリ Hiroshima University Institutional Repository

Title	貧困概念における普遍的自由に関する批判的検討 : 社会参加と政 治参加の視点から
Author(s)	永井, 悠大
Citation	社会文化論集 , 16 : 159 - 182
Issue Date	2020-03-31
DOI	
Self DOI	10.15027/49760
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00049760
Right	Copyright (c) 2020 『社会文化論集』編集委員会
Relation	



-研究ノート-

貧困概念における普遍的自由に関する批判的検討 ──社会参加と政治参加の視点から──

永 井 悠 大

1. はじめに

一般的に、日本を含む先進国と位置付けられる国における貧困は、第三世界などの「絶対的貧困」としてではなく、「相対的貧困」として問題提起されることが普通である。周知のとおり、絶対的貧困については19世紀末のイギリスにおける調査でラウントリー(1959)が用いた「『肉体的能率を保持する』ことができるか」という定義が有名である。また、貧困を相対的に捉える視座は、1960年代後半頃からタウンゼントが用いた「『通常社会で当然とみなされている生活』を送ることができるか」という視点がその発端とされている¹⁾。

しかし、こうした相対的貧困観に基づいて貧困について議論することは、次の二つの点で理論上の問題がある。まず、相対的貧困を計測する目的でよく用いられる相対的貧困率は、「等価可処分所得の中央値の半分に満たない世帯員の割合」²⁾ などと定義されるが、こうした機械的な設定では、この水準下で人々が実際にどのような生活が可能であるかについては何も分からない。相対的貧困の前提となる「通常社会で当然とみなされている生活」を送るうえで、何が保障されなければならないのかについて、現状の相対的貧困率は何も語らないのである。

次に、相対的貧困は貧困ではなく不平等を表すに過ぎないのではないかという批判もある(阿部2006:251-252)。そもそも貧困とは社会的に「容認できない」、「あってはならない」生活状態を意味するのに対し、不平等とは人々の生活水準に傾斜があることなどを意味するものの、直ちに価値

判断を含む概念ではない。不平等とは「丘」であるが貧困は落ちてはならない「峡谷」である、と表現されるのはそのためである(岩田1990)。

その意味では、「食べなければ生存することができない」という万人にとって普遍的な事実をもとに、これを「容認できない」生活状態として問題提起する絶対的貧困観は非常に強い説得力がある。他方、「通常社会で当然とみなされている生活」の水準は時代や地域、あるいは文化によって大きく異なる。そのため、先進国で「当然とみなされている生活」を送れないことが、なぜ「峡谷」の貧困として問題視しうるのかについては説明を要するだろう。

日本のように相対的貧困観にもとづいて貧困が論じられる社会では、上述した二つの課題 — 人々に何が、なぜ保障される必要があるのかーに正面から向き合うことは貧困を問題視する立場にとって極めて重要である。なぜなら、何が保障されるべきかが曖昧なままでは、社会保障制度をはじめとする貧困対策の指針を定めることができないうえ、なぜ保障されるべきかに応答できないのであれば、そもそも貧困として問題視すること自体の説得力を失ってしまい、これを社会的に是正する理由がなくなってしまうからである。

本論ではまず、何が保障されるべきかに取り組む近年の国内の研究として、「相対的剥奪」概念などに基づく調査や最低生活費試算を概観する(2節)。そのうえで、「社会で当然とみなされている生活を送ること」がなぜ重要だと言えるのかについて、文化横断的な視点から探求している海外の議論を参照する。

具体的には、まず3節においてセンの「自由」概念を参照し、先進国における貧困も「社会参加する自由」という絶対性を有した貧困として捉えなおされる可能性を示す。ここではさらに、「社会参加」が文化横断的な普遍的自由として位置づけられる理由として、個人による「諸目標の追求」や「行為の選択」に中心的な価値を見出す普遍主義の議論を確認する。最後に、こうした中心的な価値を保障するために不可欠な条件について検討

する (4節)。

ここで浮き彫りになる重要な条件こそ,保障すべき自由をめぐる国内の 議論の余白として指摘し,本論の結論としたい。

2. 「何が保障されるべきか」をめぐる近年の日本の貧困研究

(1)「相対的剥奪」概念と実証研究

相対的貧困が人は「社会全体の生活水準のなかで相対的にある一定レベルの生活水準を必要とする」(阿部2006:252)という考え方であるとすれば、相対的貧困率はこれを数式化したものであるということができよう。そして、冒頭でも指摘した相対的貧困率の論理的課題は、この数式化という過程で生じたものであるとの見方もある³⁾。というのも、タウンゼントが発展させたとされる「相対的剥奪」概念そのものは、相対的貧困率にみられるような機械的なものではない。タウンゼント(1977:19)による「相対的剥奪」の定義は次のとおりである。

個人,家族,諸集団は,その所属する社会で慣習になっている,あるいは少なくとも広く奨励または是認されている種類の食事をとったり,社会的諸活動に参加したり,あるいは生活の必要諸条件やアメニティをもったりするために必要な生活資源を欠いているとき,全人口のなかでは貧困の状態にあるとされるのである。

こうした定義についてリスター (2011:41) は、タウンゼントが貧困を 社会的な文脈の中で捉えており、社会参加という視点が相対的剥奪概念に とって「非常に重要なこと」であると整理している。さらに、タウンゼン トは「食生活」や「休日の過ごし方」といった視点から具体的な生活のあ りようについて剥奪指標を開発し、貧困の実態について検証したことにそ の先駆性が認められる。本論に則して言えば、タウンゼントはむしろ「何 が」に関わる問いへの応答に取り組んだのである。 その意味で、国内の相対的剥奪概念に基づく研究を確認することは、現 在の日本で「何が」保障されるべきかという課題に貧困研究がどのように 応答しつつあるかを確認する意味があるといえる。

日本における相対的剥奪指標を用いた先駆的な先行研究としては平岡ら (2001) のものが挙げられることが多い。これは東京都23区の高齢者を対象に、その生活実態を「健康・心身機能」、余暇活動などの「社会参加・社会的ネットワーク」、「情報アクセス」、「就労・職業」、食寝分離を含む「住宅」、「収入・資産・生活水準」といった項目を設定し、項目間の関係や学歴、職業、所得階層との関係について検討したものである。

また、阿部は「現在の日本社会において、ある家庭がふつうに生活するために絶対に必要」な条件として、「設備」(冷暖房機器など)、「社会生活」(冠婚葬祭への出席など)、「保障」(医者にかかるなど)、「住環境」(家族専用のトイレなど)といった剥奪指標を設け、全国の20歳以上の一般市民2000人を対象にその剥奪のありようを検証している(阿部2006)。

さらに近年の規模の大きな研究としては、斎藤ら(2014)が、「国内において一般的な生活様式」について国内外の先行研究で採用された相対的 剥奪指標を参考に「日用品」(冷蔵庫やエアコンなど)、「住環境」(家族専用のトイレ・浴室など)、「社会生活」(親戚の冠婚葬祭など)、「医療受診」といった観点から14項目を設定し、11万人を超える国内の高齢者における 剥奪状況について検討している。

(2)「社会的排除」と実証研究

次に、1980年代ころから主にEUで盛んに議論され始めた「社会的排除」という概念からの実証研究を確認したい。社会的排除の定義は様々なうえ、貧困概念における位置づけについても論争的である。例えばリスター(2011:113)は、社会的排除と貧困との関係については学術的にもまだまだ十分なコンセンサスは得られていないと指摘している。

他方、社会的排除は所得を中心に置いた貧困観では捉えきれない多元的

な不利に焦点を当てているという点で、本論の関心の一つである「何が」 保障されるべきかという課題に通ずる側面を持っている。また、相対的剥 奪概念とも通ずる点として、社会的排除が「社会参加」の欠如や疎外とい う視点を含んでいると評価されることも珍しくないことを付言しておきた い⁴⁾。

社会的排除という視点からの国内の実証研究としては、阿部(2007; 2010)が挙げられる。阿部(2007)は、首都圏の20歳以上の男女1600人を対象に「基本ニーズ」(食料や衣類など)、「物質的剥奪」(冷蔵庫などの耐久財や礼服など)、「制度からの排除」(ライフラインなど)、「社会関係の欠如」(冠婚葬祭への出席など)などの項目を「社会的排除指標」として設定し、社会的排除の要因や項目間の関係性について検討している。

また,低所得世帯(所得5分位第一階級)と生活保護利用世帯の生活実態を,「生活不満度」,「生活程度」,「社会的必需項目」(礼服や家具など),「社会参加」(外食など),「社会関係」(近所づきあいなど)といった指標から検証しているものがある(阿部2010)。

(3) 最低生活費試算の再興

「何が」保障されるべきかに関わる貧困研究のもう一つの潮流として、近年、再び活発になりつつある最低生活費試算について確認しておきた v^{5} 。

金澤(2009:239-271)は、現在の最低生活基準は、保障すべき最低生活の具体的内容がきわめて不明瞭であるという問題意識から、「今日の労働者世帯の生活様式」を享受するために必要となる最低生活費を算定するという試みを行っている。具体的には首都圏での「持ち物調査」、「生活実態調査」、「価格調査」の結果を基礎資料として、「食費」、「必需品」、「交際費」など11項目を保障するための生活費について検討している。

また、一般市民の参加と同意を重視したミニマム・インカム・スタン ダード(以下、MIS)という最低生活費の算定方法を取り入れた研究や議 論も盛んになりつつある(山田・四方2011; 重川・山田2012; 岩田・岩永2012)。これは、イギリスのラフバラ大学を中心としたグループによって開発された手法で、「一般市民」の参加者によって実際に最低生活に必要と判断された財やサービスを一つひとつ積み上げ、その価格から生活費を算定する方法である(岩田・岩永2012:61)。

例えば三鷹MIS(重川・山田2012)では、最低生活の定義を「現代の日本における誰にでも最低必要な基礎的生活」としたうえで、これを実質的に保障する品目(財・サービス)を選定し、生活費を算出している。

以下の表は、こうした近年の国内の研究において、保障すべきとされた 項目や指標の一部をまとめたものである。

表 各アプローチで保障すべきとされた項目・指標(一部)

阿部 (2006)	阿部 (2010)	金澤 (2009)
※相対的剥奪指標	※社会的排除指標	※最低生活費試算
※相対的剥奪指標 ② 設備 ・電子レンジ・冷暖房機 ・給湯器 ③社会生活 ・親戚の冠婚葬祭への出席 ・電話機 ・礼服 ・1 回以上新しい下着 を買う ② 保障 ・医者にかかる ・生命保険、障害保険などへの加入 ・老後に備えるための年金保 険料・毎日少しずつでも貯金がで ②住環族専用のトイレ、炊事場 ・家族専用の浴室	※社会的排除指標 ②社会的排除指標 ・社会的排除指標 ・対象を表現した。 ・・表達を食性が分かれる。・・表達を食性が分かれる。・・表達を表現の ・・表述を表現のを表現が、大きの対処・・・表がした。 ・・表がしたときの対処・・・表がした。 ・・、表がないでは、まず、ののサークル・・・ののは、まず、ののサークル・・・のが、まず、ののサークル・・・のが、まず、ののサークル・・・ののは、まず、ののサークル・・・ののは、まず、ののサークル・・・ののは、まず、ののサークル・・・ののは、まず、ののサークル・・・ののサークル・・・ののサークル・・・ののサークル・・・ののサークル・・・ののサークル・・・・ののサークル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	※最低生活費試算 ・7割以上の保有率の物 (家具・教養娯楽用品、機服及び履物、教養娯楽用品、理美容用品、身の回り用品) ・食費 ・食居費 ・教育養農・サービス ・交通道費 ・交派道で費 ・結婚式・葬式、見舞金など ・こづがい ・予備費
・家族専用の浴室 ・寝室と食卓が別の部屋	人がいる	

このように、近年、人々が一般的な生活を送るうえで「何が」必要かという視点からの検討が国内でも行われていることが分かる。また、それぞれの調査において、ある生活様式を念頭においたうえで必要な項目をリスト化し、その有無について問う視点は、こうした試みによって定義づけられる「貧困」が単に不平等を意味するものではないことを示す可能性を持っている。

例えば平岡は、タウンゼントが検討した剥奪状況での生活について「標準的な生活のあり方とは質的に異なるものであり、貧困が相対的な現象であるとしても、不平等の問題に解消されるものではなく、それ自体としての独自の意義をもつ社会現象としてとらえていくことが重要であることを示している」と評価している(平岡2001:155-156)。

阿部もまた「現在の日本社会において、ある家庭がふつうに生活するために絶対に必要」とした自身の指標について、「ある一定の生活水準以下では社会のなかで期待される生活様式を享受できない、という絶対的な概念」(2006:253) を見出している。

他方、こうした視点はあくまで各調査で検討される項目が念頭に置かれた社会において「絶対的」であったり、「独自の意味をもつ」ということに過ぎない。というのも、例えば阿部が相対的剥奪指標として「礼服」を挙げたのは、これが現在の日本の一般的な生活においては絶対的に享受されるべきと評価されうるためであるが、「礼服」が存在しない時代や地域においてはその限りではない。ここで改めて問われるのは、「文化横断的な視点からみてもなお、礼服をもてないという現代の日本の人々を絶対的な智用状態として説明することは可能なのか」ということである。

3. 保障すべき自由に関する海外の議論

(1)「自由」概念の登場

こうした課題に向き合ううえで,所得や生活水準が何を達成しうるのか という視点から、貧困の絶対的側面と相対的側面の整理に多大な貢献をし たアマルティア・セン (1999) の議論を確認しておきたい。

センは、貧困を捉えるうえで所得や商品などの財自体はさほど重要ではないとする。なぜなら、それらは人々が「何かをする」ための手段に過ぎないからである。センによれば、より重要な視点は、人々が「適切な栄養を得る」といった、実際に「ある状態になったり、何かをする」ことである。そしてこの、「ある状態になったり、何かをすること」を「機能(functionings)」と呼び、これは上述した「栄養を得ているか」といった基本的なものから、「自尊心をもっているか」、「社会生活に参加しているか」といった複雑なものまで多岐にわたると論じる(同上:59)。

さらにセンは,個人が実際に「ある状態になれる,何かができる」ことを意味する概念として「潜在能力(capability)」を提唱する。人びとは,ある機能を達成するために,さまざまな財やサービスを使用することになるが,「潜在能力」とは,そのような「価値ある機能を達成する自由を反映したもの」(同上:70)として定義される 6)。

センによる潜在能力,自由という概念は,途上国の絶対的貧困と先進国の相対的貧困というこれまでの区別とはまた違った視点を提供してくれる。たしかに,戦後の日本や途上国と比較すれば,現在の日本社会の人々が享受する耐久消費財などの水準は高いかもしれない。しかし,このことは「恥をかかずに人前に出ることができる」などといった潜在能力においても(現在の日本で生活する人々のほうが)高い水準で保障されていることを約束するわけではない。

「所得で測った相対的な貧困は、潜在能力における絶対的な貧困をもたらすことがある。豊かな国において、同じ社会的機能(例えば、人前に恥をかかずに出られること)を実現するために十分な財を購入するには、より多くの所得を必要とするかもしれない。」(同上:179)

ここで、さきの「礼服」について考えてみたい。相対的剥奪アプローチ

では、「礼服を持てない」ことが問題とされたわけであるが、自由という 視点から考えれば、「礼服」そのものは「恥をかかずに人前に出ることが できる」、「社会的な交わりに参加することができる」といったより重要な 自由を保障するための手段にすぎない。

他方,この「社会的な交わりに参加する」といった自由は、どのような 社会を念頭においても絶対性を有したものとして位置付けられうるもので ある。こうした理解から、センは貧困を「受け入れ可能な最低限の水準に 達するのに必要な基本的な潜在能力が欠如した状態」(同上:172)と定義 し、途上国と先進国といった区別をこえた「最低限の自由の剥奪という絶 対的な貧困観」を示したのである。

(2) 普遍的自由のリスト化と社会参加

センの自由概念は大変示唆的であるものの、セン自身は保障されるべき 「最低限の自由」について例をあげていくつか紹介するにとどまっており、 それらをリスト化するということはしていない。しかし自由概念を社会政 策に援用したいのであれば、保障すべき内容を明確にしておく必要がある。 なぜなら「殺人を犯す自由」など、「保障すべきでない自由」が存在する のは明らかであり、また保障すべきものとして抽象的に際限なく広がって しまうのであれば、やはり社会政策の指針とはならないからである。

そこでヌスバウム(2005)は,文化相対主義からの様々な批判に応答したうえで 7 ,「人間の中心的な機能的ケイパビリティ」(同上:92-95)と称し,普遍的に保障されるべき自由を以下の10項目にリスト化するという作業を行っている。

- ① 生命:正常な長さの人生を最後まで全うできること。
- ②身体的健康:健康であること(中略)。適切な栄養を摂取できていること。適切な住居に住めること。
- ③身体的保全:自由に移動できること。主権者として扱われる身体的境

界を持つこと。(以下略)

- ④感覚・想像力・思考:これらの感覚を使えること。想像し、考え、そして判断が下せること。(以下略)
- ⑤感情:自分自身の回りの物や人に対して愛情を持てること。(以下略)
- ⑥実践理性: 良き生活の構想を形作り, 人生計画について批判的に熟考できること。

⑦連帯

- A:他の人々と一緒に、そしてそれらの人々のために生きることができること。(中略)様々な形の社会的な交わりに参加できること。(以下略)
- B:自尊心を持ち屈辱を受けることのない社会的基盤を持つこと。他の 人々と等しい価値を持つ尊厳のある存在として扱われること。(以 下略)
- ⑧自然との共生:動物,植物,自然界に関心を持ち,それらと関わって 生きること。
- ⑨遊び:笑い、遊び、レクリエーション活動を楽しめること。
- ⑩環境のコントロール
- A政治的:自分の生活を左右する政治的選択に効果的に参加できること。 政治的参加の権利を持つこと。言論と結社の自由が護られること。
- B物質的:形式的のみならず真の機会という意味でも,(土地と動産の 双方の)資産を持つこと。他の人々と対等の財産権を持つこと。(以 下略)

ドイヨルとゴフも同様に、センの議論にも影響をうけながら普遍的な人間の必要を同定する作業に取り組んでいる(Doyal and Gough1991、訳書2014)。二人はまず、「何らかの生活形態(some form of life)に参加すること」を人間の「普遍的な目標」であると位置づける。

そして、この「生活形態に参加すること」の前提条件として「少なくと

も、生きていける肉体」(=身体的健康)と「熟慮して選択する精神的能力」 (=自律)を「人間の基本的必要」であると同定する。二人はさらに、自 律と身体的健康を保障するために不可欠な要素(十分な食料、基本教育な ど)を「中間的必要」とし、次いで中間的必要を満たす実際の商品を「充 足方法」として位置付けることで、普遍的な必要とそれを満たしうる手段 (=相対的なアイテム)の関係についても整理している。以下は、二人によっ て図示された必要に関する「理論のアウトライン」(Doyal and Gough1991: 170)を参考に筆者が作成(筆者訳)したものの一部である。

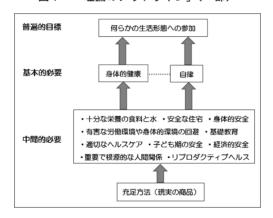


図1 「理論のアウトライン」(一部)

このようにヌスバウム、ドイヨルらの試みは、普遍的な自由として「何が」保障されるべきかという問いへの応答として位置付けることができよう。また、ここでも「社会的な交わりに参加できる」ことに中心的な価値が見出されていることに注目したい。ドイヨルらが人間の「普遍的目標」として社会参加を位置付けたように、ヌスバウムも「様々な形の社会的な交わりに参加できること」(=連帯)を「他の全ての項目を組織し覆うものであるため特別に重要」であると強調している。

すでに確認してきたように、保障されるべき項目について社会参加との 関係から捉える視点は、相対的剥奪概念や社会的排除概念などに基づく近 年の日本の研究にも通ずるものである。

他方で、相対的剥奪アプローチなどからは、そもそもなぜ社会参加することが重要であるのかについてはあまり探究されてこなかった。そこで次に、保障されるべき自由のリスト化を試みたヌスバウムやドイヨルらによっても強調される「社会参加する自由」が、なぜ「保障されるべき価値がある」といえるのかについて確認したい。なお、こうした議論は、社会参加を真に保障するために不可欠とされる、より高次な参加のありようについての検討へと必然的に導かれることとなる。

4. 社会参加を保障すること

(1) 社会参加が保障されるべき理由

ヌスバウムやドイヨルらが社会参加に重要な意義を認めた理由を確認するうえで,両者が重視した「実践理性」と「自律」がその鍵となる。

ヌスバウムは自身のリストを作成するにあたり、アリストテレス哲学をヒントにしていることを明かしている。そして、真に「人間らしい生活」とは、「実践理性や社会性を持った生き方」であると位置づける。ここで重要になるのは実践理性の説明で示される「良き生活の構想を形作」るという点である。ヌスバウムは普遍主義アプローチが温情主義に陥る危険性に十分自覚的であり、だからこそ一人ひとりが「良い生活」について(他者から押しつけられることなく)自ら選択できること、あるいは、一人ひとりが「自分自身を目的として生きる」ための条件について模索したのである。

ドイヨルとゴフも普遍的必要の探求において,「アリストテレスまで遡」り,「何が人間を『人間』たらしめ」るのかという問いを出発点にしている。その結果,「諸個人が価値あると見なすところの諸目標の追求」に価値を見出し,これを実現するための重要な前提条件として社会参加の保障を強調する。

(前略)何らかの生活形態に参加することができる。このことがない限り、 (中略)その個人が私的あるいは公共的に成功する潜在力は充足されない ままにとどまることになるであろう。私的および公共的な目標が何であれ、 それらはつねに、過去・現在・未来における他者との上手な相互行為を基 盤にして達成されるはずである。(中略)私たちは社会生活へ参加するこ とで達成されるもの(中略)を通じて、自分が誰であるのかという自己像 を構築するのである。(ドイヨル&ゴフ2014:62-63)

※括弧は筆者が補足

そして、この社会参加において鍵となる要素こそが自律であるとされる。なぜなら、この「熟慮して選択する精神的能力」こそ、個人による諸目標の追求が、まさに本人の行為として行われたと評価されるための前提条件だからである。私たちが行為によって何らかの目的を達成したり誤りを犯すとき、その行為に対する賞賛や批難が行為者に向けられるのは、行為が行為者自ら情報に基づいて選択をした結果であり、その目的と信念を説明できると期待されているからに他ならない。

このように、普遍主義の立場が社会参加を保障すべき自由と位置付けるのは、社会参加こそ、(より高次な目標である)個人による「諸目標の追求」および「行為の選択」を達成するうえで必要不可欠と評価されるためである。

(2) 社会参加を真に保障するために

それでは、個人が「諸目標を追求」し、「行為を選択」するために、どのような社会参加が保障される必要があるのだろうか。ここでは、ドイヨルとゴフがはじめから「諸個人の現在の生活形態」としてではなく、「何らかの生活形態(some form of life)」として社会参加を提起した意味について検討したい。

ドイョルとゴフによる「最低限の意味で自律的であることは,何がなされるべきか,また,それにどのようにとりかかるべきかについて,情報に

基づく選択を行う能力を持っているということ」という定義を確認するとき、次のような疑問が生じる。それは、例えば「歯のみがき方やどれだけ食べるかといった些細な面では実践理性に従って行動している」(ヌスバウム2005:109)からといって、自律が十分に保障されていると評価してよいのかということである。

これに対しドイヨルとゴフは「自律の程度」として説明を加える。人は情報に基づいて選択を行うだけでなく、時に自身の行為を振り返り、反省し、行為を改める。この時、無批判に行為された時よりも相対的に自律の程度は上がっていると評価できる。しかし、個人が「諸目標の追求」を行ううえで、これではまだ十分ではない。なぜなら、課された肉体労働をいかに効率よくこなすかを考え実践する奴隷状態の人々など、自由が著しく抑圧された状態であっても定められたルールの範囲内で行為者としての創造性が示されることはありうるからである。

しかし、こうした自身の社会的環境の規制を変えるための機会を全くもたない人々による「行為」を、真に「選択された行為」として評価することはできない。抑圧的な状況下で限られた選択肢のなかから選ばなければ生きることができない個人にとって、そうした選択はもはや強制であろう。ヌスバウムも述べるように、「もし人々が他に選択肢を持たず、強制されて何かを行ったとすると、その行為はもはや同じ価値を持たず、事実上、異なる機能を持つことになる」のである(ヌスバウム2005:104)。

これは、何も奴隷状態の人に限った話ではない。日本の社会福祉理論の構築に貢献した岡村(1983)は、社会福祉が対象とする生活困難とは、「生物的衝動とか、生理的、心理的欲求」を「社会制度に対応させて規定し直す」ことで見出される「新しい基本的要求」であると論じる。これを本論にひきつけて理解すれば、人々の欲求は社会制度と関連付けられてはじめて、保障すべき自由としての社会的な市民権を得るということである。既存の社会保障制度は理念上、そういったプロセスによる社会的な構築物であると理解することができるし、当然、この社会制度は該当社会のすべて

の構成員に適用されることになる。

しかしながら、そのように社会的に規定し直される既存の枠組みが、常に諸個人の「諸目標の追求」に寄与できるかは分からない。既存の社会制度では「善く生きる」ことができない個人が、さしあたり限られた選択肢のなかから行為を選択しなければならないということは十分に起こり得る。ここで、既存の枠組みや社会制度を変えるための機会が保障されない限り、限定的な選択において「比較的高い自律」が発揮されたからといって、やはりこれを真に選択された行為として評価することはできない。

つまり、個人による行為がまさに「選択された行為」となるためには、「自律を有している」だけでも、「比較的高度な自律を有している」だけでも不十分なのである。そこでドイヨルとゴフは「政治的自由」(ドイヨル&ゴフ2014:86)を全ての人々に保障する必要性を、「批判的自律」という言葉を用いて次のように強調する。

ある文化の規則に同意すること、もしくは、文化の規則を変更することにおいて、疑問を呈する機会や参加する機会が存在するところでは、行為者は政治的に抑圧されている人々にはない選択肢によって、大いに自律を高めることができるであろう。そういう状況においては、それまで、彼らの特定の社会環境のうちに既にあった規則を解釈することを通じて選択するという意味においてのみ彼らの選択であるといわれるような行為が、(普通の意味で)選択された、はるかに深い意味で彼ら自身のものである行為となる。自律であったものが「批判的自律」となるのである。(ドイヨル&ゴフ2014:86)

このように、政治参加によって自身の生活を規定する社会構造を変更しようという行為とその機会を保障することは、「諸目標の追求」のために 選択される行為が、まさに自身によって批判的に選び取ったものであると 評価するうえで不可欠とされるのである。 ドイヨルらが想定した「何らかの生活形態 (some form of life)」とは、「既存の」生活形態と「選ばれた」生活形態の両方によって構成されているのである。以下は、先に示した「理論のアウトライン」の全体像である。ドイヨルらの構想は「批判的自律」による「批判的参加」(=政治参加)が加えられることで完成する。

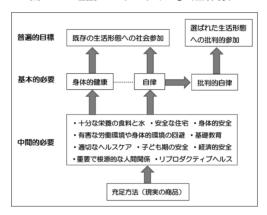


図2 「理論のアウトライン」(全体像)

さて、政治的自由をすべての人に保障する意義について強調する議論自体は、さほど珍しいものでもない⁸⁾。また、あらゆる被支配階級、社会的・政治的マイノリティからの「平等」を求める要求や、再配分と承認をめぐる様々な闘争が一層先鋭化してきている後期近代(N.フレイザー&A.ホネット2012)では、マイノリティの声を聴くことで保障すべき自由に関する議論が一層実りあるものになると期待する議論もありえよう。

しかし、こうした文脈において政治参加が意味を持つのは、政治参加の 保障という戦略が保障すべき自由の同定や権利の拡充に寄与する場合のみ である。それでは、自由の保障を首尾よく達成するためのより優れた手段 がある時、政治参加という手段はそれにとって代わられて構わないとされ るのだろうか。

答えは、否である。政治参加をめぐるヌスバウム、ドイヨルらの議論の

極めて重要な点は、「政治参加する自由」について、その目的的な意味を 強調している点である。ドイヨルとゴフはもちろん、ヌスバウムもまたー リスト化した潜在能力について「個々の要素」であることを強調したうえ でなおー「自分の生活を左右する政治的選択に効果的に参加できること」 を普遍的に保障されるべきものとして位置付けている。これは、彼女が政 治参加を社会福祉の向上の手段としてではなく、それ自体を目的として保 障すべきものと構想している何よりの証左である⁹。

(3) 普遍主義に対する批判への応答としての政治的自由

政治的自由を保障する目的的な意味について確認した今、本節の目標は達成している。他方、普遍主義に向けられる批判とその応答は政治的自由の保障を擁護するもう一つの論拠にもなりうるため、補足的に確認しておきたい。センをはじめ、貧困を文化横断的な絶対性を有するものとして位置づける論者に対しては様々な批判がよせられてきた。なかでも代表的なものは、普遍主義アプローチは各地域の文化や多様性を軽視しており、そうした多様性を無視して普遍的な自由について語ることは温情主義的であるというものであろう。

個人による「諸目標の追求」や「行為の選択」に特別な価値を見いだす 普遍主義者にとって、普遍主義アプローチ自体が抑圧的であるという批判 に向き合うことは重要である。こうした批判にヌスバウムは次のように応 答する(ヌスバウム2005:60-69)。

まず、「温情主義的である」という批判は、そうした批判を行う論者自身にも向けられる。なぜなら、「人々のために」ある政策を実施することも、とりやめることも「人々がしたいことをするのを妨げるという意味で"温情主義的"である」からである。

そのうえで、私たちが温情主義を嫌う理由は「基本的な問題における各人の選択の自由を望んでいるから」であり、温情主義からの議論は普遍的な自由の存在を否定しているのではなく、むしろ「選択の自由」といった

普遍的な価値を支持していると論じる。そこで、私たちが取り組むべき建設的な問いは、「温情主義に陥らない方法は何か」ではなく、「選択の自由などといった普遍的な価値を促進する温情主義とはいかなるものか」であるという。「ある種の温情主義を拒否する一方で、中心的価値を保障するために温情主義を支持するということは十分に整合的」なことである(同上:63)。

こうした理解にもとづき、ヌスバウムは抑圧的な温情主義に陥るのを避けるために、自身のリストが機能ではなく潜在能力(=自由)のリストであることを強調している。ヌスバウムは、個人が各々の諸目標を追求できることに中心的な価値を見出しているものの、すべての人がそのような価値観にしたがって実際に生きること(=機能)を強いているわけではない。リスト化された自由を追求するかどうかについても個人の選択に委ねられているのである。

しかし、繰り返しになるが、社会は個人から要求されうるすべての自由を保障できるわけではない。リスト化されていない自由については選択できないという意味において、貧困の是正を目指すあらゆる社会政策・アプローチは個人の自由を制限する性格を不可避的に持つことになる。そうした暴力性について自覚したうえでなおリストが正当性を持ちうる条件として、ヌスバウムは、リストは「常に熟考し問い直されなければならない」ものであることを強調する。リストの内容についてオープンエンドにすることで、これが「人の生活の良さとは何かについて非常に多様な見解を持つ人々の『重なり合うコンセンサス』の一形態」(同上:90)となることを目指しているのである。

ナンシー・フレイザー (2012:51-54) も,自由の促進を目指す社会政策が不可避的にある別の自由を制限せざるをえないというジレンマを前に、そうした制限の妥当性を担保する条件について検討している。そのなかでフレイザーが社会政策に人々が「拘束」される正当性を担保する条件としたのもまた、民主的熟議であった。

民主主義というパースペクティブでは、正義は、それを課された人々の頭ごなしに決定され外部から押し付けられた要求ではない。むしろ正義は、その名宛人が正当に自分自身をその起草者としても見なすことができる限りにおいてのみ、拘束力をもつのである。(フレイザー2012:53)

5. まとめにかえて

ここまで、相対的貧困観にもとづく貧困の議論は、「何が」、「なぜ」保障されるべきなのかという点が曖昧であるとの問題意識から、この二つの課題について応答する国内外の研究や議論をみてきた。近年、国内でも相対的剥奪概念に基づく実証研究や保障すべき項目を想定したうえでの最低生活費試算などが盛んになりつつあるが、これらは「何が」保障されるべきかという問いに向き合う試みとして評価することができる。

他方,こうした試みは、もう一つの課題である「なぜ」保障されるべきと言えるのかについては限定的な応答にとどまっている。上述した近年の国内の調査は、あくまでも前提とされる社会において絶対的に保障されるべき項目として検討されているにすぎず、文化横断的な視点からその絶対性を主張できるような論理的根拠を土台にしているわけではない。その点で、普遍主義による「諸目標の追求」といった理念やその前提条件としての「社会参加する自由」といった視点は、現在の日本の貧困を「峡谷の貧困」として問題提起するうえで後ろ盾となるものである。

次に、こちらがより重要な課題であるが、当事者の政治参加のありようについては、阿部(2007;2010)がそれぞれ「制度からの排除」、「社会参加」として「選挙の投票」について検証している他は、個人の政治的自由を具体的に検討した先行研究は管見のところ見当たらない¹⁰⁾。政治的自由は個人による選択がまさに批判的に選び取られたものとして評価するうえで絶対的に重要なものであるため、これが検討されていない限り、(他の項目がどれほど高い水準で保障されていたとしても)真の意味で「行為の選択」が保障されているとは評価できなくなってしまう。

また、政治的自由の保障という視点を欠いたまま貧困の議論や指標の検 討を行ってしまうことは、そうした取り組み自体が抑圧的な温情主義であ るといった批判を回避できなくなるという意味でも問題である。

さて、筆者は現在ホームレス支援を生業としていることもあって、政治的自由という文脈から現場に目を向ければ、最も基本的な政治参加ともいえる「選挙の投票」すら保障されていない当事者(路上生活者はもちろん、ネットカフェで生活する人も含めた「ハウジングプア」の人びとなど)がただちに想起される。また、生活保護につながった制度利用者であっても社会的なスティグマなどから制度への不満などについて声を上げにくいという状況は大いにありうるだろう。

実際,英米では政治参加するための様々な資源から貧困層が締め出されていること(Verba 1995)や,ケースワーカーとの非均衡な権力関係やメディアによるステレオタイプ化が異議申し立てを含む政治参加を躊躇する要因と作用していることなどが明らかにされている(Soss 1999; Lawless 2001)。さらに,こうした問題を念頭に,政策立案過程に当事者の声を反映させる取り組みや,その意義と限界についての議論も存在する(Coppp 2000; Lister 2002)。

海外のこうした知見も参考に、「投票」以外にも、「役所での異議申し立て」、「公的な場での意思表示」といった視点から国内の貧困当事者の政治参加のありようについて検証することは、「政治的自由の剥奪という絶対的貧困」をとらえる第一歩になるのではないだろうか。

注

1) ラウントリーは必需品のリストに栄養的な価値はないが当時のイギリスで社会的・心理的に重要であった紅茶を載せており、彼自身基本的な必要は身体的なものだけではないという認識のもと、後年の調査では社会規範の変化と生活水準の上昇を認めてリストを修正している。このことから近年では、ラウントリーが貧困の絶対的定義を確立し、それをタ

ウンゼントが相対的アプローチによって絶対的貧困から相対的貧困へという思考のパラダイム転換をおこしたという説明には疑義が呈されている(リスター2011:49-51)。

2) 相対的貧困率の定義について、ここではOECDの手法に則って厚生労働省が採用しているものを取り上げた。

厚生労働省(2015)「相対的貧困率に関する調査分析結果について」 (https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/dl/tp151218-01_1. pdf, 2020年1月25日アクセス)

- 3) たとえば阿部 (2006:253) は相対的貧困率と相対的剥奪概念について, 「貨幣的な相対的貧困」が「一定レベルの所得(または消費)と結びつ けている」のに対し、相対的剥奪概念は、「直接生活の質を計っている 点で、人々の直観に訴える概念」であると評価している。
- 4) 例えば、阿部 (2008:131) は社会的排除を次のように定義している。「『社会的排除』とは、人びとが社会に参加することを可能ならしめる様々な条件(具体的には、雇用、住居、諸制度へのアクセス、文化資本、社会的ネットワークなど)を前提としつつ、それらの条件の欠如が人生の早期から蓄積することによって、それらの人びとの社会参加が阻害されていく過程を指す。」

また、志賀(2016:82)もEUの社会的排除の定義を紹介したうえで、「社会的排除概念は、市民社会における個人の『社会参加』の欠如・不十分性という視点を含んでいる」と指摘している。

- 5) ここで、「再び活発になりつつある」としているのは、最低生活費研究自体は、生活保護法の施行という現実的な制度上の要求から、とりわけ1950年代から60年代にかけて活発に行われていたことを念頭に置いている。この頃の最低生活費試算の研究については、小沼(1967)の整理が参考になる。
- 6) 潜在能力と自由の関係について、センは、「潜在能力によって表されているのは、このような実際の自由である」など、両者の結びつきが強

固なものであることを強調しており、潜在能力を端的に「自由」と表現することもある。さらにセンは「だれの自由か、どの程度の自由か」(セン1990:28)といった問いに向き合うことが不可避であることを指摘し、「私たちが価値あるものと考え、大切にしたいと思う基本的な自由」について考察することを重要視(同上:102)している。本論では特に断りのない限り、「自由」を市民社会における市民的・社会的自由という意味で使用する。

- 7) ヌスバウムは普遍主義が向き合うべき「尊重すべき反論」として、「文化からの議論」、「多様性からの議論」、「温情主義からの議論」を挙げて応答している(ヌスバウム2005:48-69)。
- 8) 例えば、政治学では政治体制が民主主義の理念を反映しているかについて、政治体制の構成員と社会の人々の属性割合(男女比など)に着目する「描写的代表(descriptive representation)」という概念がある(前田2019)。
- 9) 実際にヌスバウムは「人々の様々なケイパビリティはすべて同じように基本的なものであり、その間に辞書的順序のような順序づけを認めない」ことを強調すると同時に「センも私も政治的自由に対して重要な役割を認めている」と明言している(同上:15)。
- 10) 国内の貧困当事者の政治参加については、生活保護制度の政策過程への福祉団体の関わりについて、「審議会への参加」、「政党への働きかけ」、「裁判所の利用」といった視点から検討したもの(大倉2014)がある。しかしながら、これはあくまで団体としての運動に着目したものであり、当事者個人の政治的自由のありようについて検証したものではない。

参考文献

阿部彩 (2006)「相対的剥奪の実態と分析:日本のマイクロデータを用いた実証研究」『社会政策学会誌』16,251-275

阿部彩 (2007)「日本における社会的排除の実態とその要因」『社会保障研

- 究』43 No. 1, 27-40
- 阿部彩 (2008)「現代日本の社会的排除の現状」福原宏幸編著『社会的排除/包摂と社会政策』法律文化社,131
- 阿部彩 (2010)「低所得世帯と被保護世帯の生活実態-消費パターンとウェル・ビーイングー」『社会保障研究』46 No. 2, 86-100
- Commission on Poverty, Participation and Power (2000) Listen Hear: The right to be heard, Bristol, Policy Press
- Doyal and Gough (1991) A Theory of Human Need: Macmillan Press, 170 (=2014, 馬嶋裕・山森亮監訳, 遠藤環他訳『必要の理論』勁草書房, 86 61-96)
- フレイザー.N, ホネット.A (2012) 加藤泰史監訳『再配分か承認か?』法 政大学出版局、51-54
- 平岡公一編(2001)『高齢期と社会的不平等』,東京大学出版会
- 岩田正美・岩永理恵 (2012)「ミニマムインカムスタンダード (MIS法) を用いた日本の最低生活費試算:他の手法による試算および生活保護基 準との比較」『社会政策』第4巻第1号、61-70
- 金澤誠一編著(2009)『「現代の貧困」とナショナル・ミニマム』高菅出版, 239-271
- 厚生労働省 (2015)「相対的貧困率に関する調査分析結果について」(https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/dl/tp151218-01_1.pdf, 2020 年1月25日アクセス)
- Lawless, Fox (2001) Political Participation of the Urban Poor, Social Problems Vol. 48, No.3, 362-385
- Lister.R (2002) A Politics of Recognition and Respect: Involving People with Experience of Poverty in Decision making that Affects their Lives, Social Policy and Society, 1 37-46
- リスター.R (2011) 松本伊智朗監訳『貧困とは何か』明石書店,41 49-51 113

- 前田健太郎(2019)『女性のいない民主主義』岩波新書,66-69
- ヌスバウム・マーサ.C (2005) 池本幸生・田口さつき・坪井ひろみ訳『女性と人間開発』岩波書店、15 48-69 90 92-95 104 109
- 岡村重夫(1983)『社会福祉言論』全国社会福祉協議会
- 大倉沙江 (2014)「生活保護制度の政策過程における福祉団体の行動 様式:2000年代の生活保護改革を事例として」Proceedings of the 18th Conference of the Japanese Studies Association of Australia peer—reviewed full papers 1-17
- 小沼正 (1967)「わが国戦後における最低生活費研究の系譜」『季刊社会保障研究』Vol.3 No.1、13-25
- ラウントリィ (1959) 長沼弘毅訳『貧乏研究』ダイヤモンド社, 97-98
- 斎藤雅茂・近藤克則・近藤尚己・尾島俊之・鈴木佳代・阿部彩 (2014)「高齢者における相対的剥奪の割合と諸特性~JAGESプロジェクト横断調査より~」『社会保障研究』50 No.3, 309-323
- セン・アマルティア (1999) 池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再 検討-潜在能力と自由』岩波書店, 28 59 70 102 172-179
- 志賀信夫(2016)『貧困理論の再検討-相対的剥奪から社会的排除へ』法 律文化社、82
- 重川純子・山田篤裕 (2012)「日本におけるミニマム・インカム・スタンダード (MIS法) の適用とその結果」 『社会政策』 第4巻第1号,71-84
- Soss (1999) Lesson of welfare: Policy Design, Political Learning, and Political Action, American Political Science Review, 93
- タウンゼント.P (1977) 高山武志訳「相対的収奪としての貧困」ウェッダーバーン・D編著『イギリスにおける貧困の理論』光生館,19
- Verba.S,Schlozman.K.L and Brady.H.E (1995) Voice and Equality: Civic Voluntarism in American Politics,Harvard university press
- 山田篤裕・四方理人・田中聡一郎・駒村康平(2011)「主観的最低生活費の測定」『社会政策』第3巻第3号,127-139